

質疑・回答一覧

(令和8年4月28日)

No.	資料名	頁	項目名	質疑事項	回答
1	募集要項	2	4.(3)事業終了時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染その他必要な検査はどのようにやるのでしょうか？ ・県に提出する計画はどのようなものか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・本駐車場を設置した際には、土壌汚染は確認されませんでした。 ・県へ提出する計画は、解体・撤去の工程及びスケジュールがわかる書類(様式任意)となります。
2	募集要項	2	4 貸付条件等 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の平米単価3,700円は税抜もしくは税込どちらかご教示いただきたく存じます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税抜となります。
3	募集要項	2	4 貸付条件等 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の電気料金に関して乙または甲どちらの負担になるのかご教示いただきたく存じます。 ・また、もし乙負担になる場合電気事業者は乙で選定することが可能なか否かも併せてご教示いただきたく存じます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書第14条に定めるとおり、維持管理費の一部として乙負担となります。 ・乙で選定することは可能です。
4	募集要項	2	4 貸付条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付の条件として5(2)に記載のアスファルト以外に現事業者の駐車場運営終了後も残置されるものがございましたらご教示いただきたく存じます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書第19条に定めるとおり、この土地を原状回復返還するとなっているため、アスファルト以外の残置は予定しておりません。
5	募集要項	2	4 貸付条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・運営に関して弊社でサービス券や定期券を発行し近隣の事業所等へ販売することが可能か否かご教示いただきたく存じます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的は、「住宅及び周辺地域に居住する県民等の利便性の向上を図る」ことです。原則として、特定の県民等が月極駐車場のよう利用することは想定しておりません。 ・なお、この目的に反しない範囲で、近隣事業者等へのサービス券、定期券を発行し販売することを否定するものではありません。
6	募集要項	3	5 設計上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現事業者が設置している設置物の位置や車室数、車室レイアウトは変更可能か否かご教示いただきたく存じます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置物の位置、車室数、車室レイアウトは事業者の計画により変更は可能です。計画内容は、提案書に反映してください。

質疑・回答一覧

7	募集要項		3 5 設計上の留意事項	<p>・駐車場の運営方式に関して現事業者はフラップ式にて運営しておりますがフラップレス式への運営方式変更が可能か否かご教示いただきたく存じます。</p>	<p>・ゲート式、ロックレス式等、フラップレス方式への運営方式変更は可能です。</p>
8	募集要項		3 5 設計上の留意事項	<p>・現状設置されている照明機器に関して現状有姿で貸付いただけるのか否かご教示いただきたく存じます。</p>	<p>・照明機器は現事業者が設置しているものであり、仮に別の事業者が行う場合、照明機器の貸付は不可となります。</p>
9	募集要項		3 5 設計上の留意事項	<p>事業提案書提出までの期間現地に立ち入り測量等を行うのは可能なのか否かご教示いただきたく存じます。</p>	<p>・立ち入り測量については、現事業者との調整も必要であるため、事前に立入スケジュールや内容について県住宅課へご相談ください。</p>
10	募集要項		3 6 応募者の資格要件	<p>・「応募者は法人格を有する団体で、有料時間貸駐車場事業の全ての事業を運営するものとする」の文言に関しまして駐車場運営における一部の業務を外部委託業者に委託することは可能か否かご教示いただきたく存じます。</p>	<p>・当該業務は再委託を予定しておりません。</p>
11	県有財産賃貸借契約書		3 第17条 契約の解除	<p>・契約の解除に関して乙からの申し出により契約期間中に解約が可能か否かご教示いただきたく存じます。</p>	<p>・利用者が長期間安定して使用できることが必要であるため、原則、乙からの申し出による契約解除はできません。 なお、やむを得ない理由等がある場合には(採算が見込みを下回る等は除く。)、賃貸借契約書第15条に基づき甲乙協議することは可能ですが、契約解除を保証するものではありません。</p>